

協働のまちづくり

ワンハンドレッド

こまつ 100クラブ 活動助成

2019年度募集

100クラブって、どんな制度？

地域コミュニティ活性化・生涯スポーツ推進・地域福祉の3つのテーマに関する地域貢献活動を応援する制度で、2018年度は40の団体が認定を受けました。主な活動は次のとおりです。

○地域コミュニティ活性化



将棋による地域の世代間交流

<認定事例>

- コミュニティの交流活性化のため、音楽イベントを開催
- 将棋教室を通じた高齢者と子供との交流推進
- 地域の魅力発掘と地域観光ガイドの養成
- 外国人向け地域防災の講習会開催

○生涯スポーツ推進



ニュースポーツ（タグラグビー）

<認定事例>

- 誰でも参加できるニュースポーツの普及
- スポーツ体験を通じた子供の運動能力向上と親子ふれあい
- 年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる「ゆるスポーツ」の普及促進

○地域福祉



ハロウィンでの高齢者宅訪問

<認定事例>

- ハロウィンを利用した高齢者世帯の見守り活動
- 地域コミュニティカフェ開設による高齢者の交流推進
- 大正琴を通じた高齢者の交流やデイサービスへの慰問活動
- 地域の高齢者を対象とした体操・脳トレ教室の開催
- 高齢者と子供のふれあいを目的とした「こども食堂」の開設

小松市 市民共創部 はつらつ協働課

TEL 0761-24-8397 FAX 0761-24-8192

E-mail hatsuratsu@city.komatsu.lg.jp

お気軽に
ご相談ください！



小松市イメージキャラクター
カブッキー

助成対象となる団体・経費

- ①小松市内で活動する**ボランティア団体、市民団体、NPO法人等**で5名以上で構成された**結成5年以内の団体**を対象とします。
- ②助成対象となる経費は次のとおりです。
 - ・講師等への謝礼 ・ポスター、チラシ等の印刷費 ・損害保険料、郵便料
 - ・事業の実施のために必要な備品等の購入費 ・業務の外部委託費
 - ・会場使用料 など※団体の運営経費や団体のメンバーへの謝礼、飲食の経費は対象外です。
- ③宗教・政治・営利を目的とする活動や、国・地方公共団体その他の団体からの助成制度がある団体の活動は、助成の対象となりません。
- ④助成を受けたことがある団体が再度助成を申請する場合、全く同一の事業で認定を受けることはできません。
(事業の拡大や別事業の追加など、ステップアップが必要です)

助成金について

認定を受けた事業について、**5万円を上限**として助成します

助成までの流れ

- ① 認定申請 → 認定後、事業開始 (交付決定額の8割まで前払いを受けられます)
- ② 事業終了後、実績報告 → 補助金額の確定
- ③ 請求書の提出 → 助成金の支払い

申請の受付窓口

申請用紙 (市HPにてダウンロード可) に必要書類を添えて、下記受付先にご提出ください。(4月1日より随時受付を行います)

受付場所	所在地	TEL
小松市 市民共創部 はつらつ協働課	〒923-8650 小松市小馬出町91番地 (小松市役所1階)	24-8397
(公財)小松市まちづくり 市民財団	〒923-0806 小松市小寺町乙80番地1 こまつまちづくり交流センター内	25-1010
	〒923-0945 小松市末広町72番地 義経アリーナ (末広体育館) 内	24-3073
小松市社会福祉協議会	〒923-0811 小松市白江町ツ108番地1 第一地区コミュニティセンター内	22-3354
南部行政サービスセンター	〒923-0305 小松市蓑輪町ハ84番地2	44-2535